

土壌汚染対策法施行規則の 一部を改正する省令案等に対する意見募集



環境省では、平成 29 年 5 月 19 日に公布された「土壌汚染対策法の一部を改正する法律」（第 1 段階施行期日:平成 30 年 4 月 1 日、第 2 段階施行期日:平成 31 年 4 月 1 日）の第 2 段階の施行に伴い、土壌汚染対策法施行規則等の改正を行います。

内容としては、平成 30 年 4 月に取りまとめられた「今後の土壌汚染対策の在り方について（第二次答申）」を踏まえて、改正法の第 2 段階施行に伴い、必要となる省令事項を定め、第二次答申において措置を講ずることとされた事項に関する規定を設けるため、以下の 3 省令について所要の改正を行います。

- 1) 土壌汚染対策法施行規則(平成 14 年環境省令第 29 号)
 - ・土壌汚染状況調査の方法、区域の指定等、汚染土壌の搬出等に関する規制、経過措置
- 2) 汚染土壌処理業に関する省令(平成 21 年環境省令第 10 号)
 - ・自然由来・埋立材由来基準不適合土壌の取扱い
- 3) 土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令(平成 14 年環境省令第 23 号)
 - ・指定調査機関の技術的能力

上記 3 省令について、平成 30 年 11 月 1 日から平成 30 年 11 月 30 日まで、意見の募集（パブリック・コメント）が実施されました。

当社では、土壌汚染対策法の改正後も内容に合わせた土壌調査を実施して参りますので、お気軽にお問い合わせください。

資料 [2018年11月1日付 環境省報道発表資料](#)

土壌環境箇所 坂田旭子

The Knights of Environmental Science 上水ってどんな種類がある？

内藤環境管理株式会社

〒336-0015 さいたま市南区大字太田窪 2051 番地 2
TEL.0120-01-2590 FAX.048-886-2817
URL: www.knights.co.jp

水道は、水道水の供給対象となる施設や受水槽の規模、またそれ以外でも、厚生労働省の要領や各都道府県の条例等で規制を受ける水道等があります。

答えは下記URLからご覧いただけます。

<http://www.knights.jp/knightsreport/reports/KR09006.pdf>

お問い合わせはこちら

